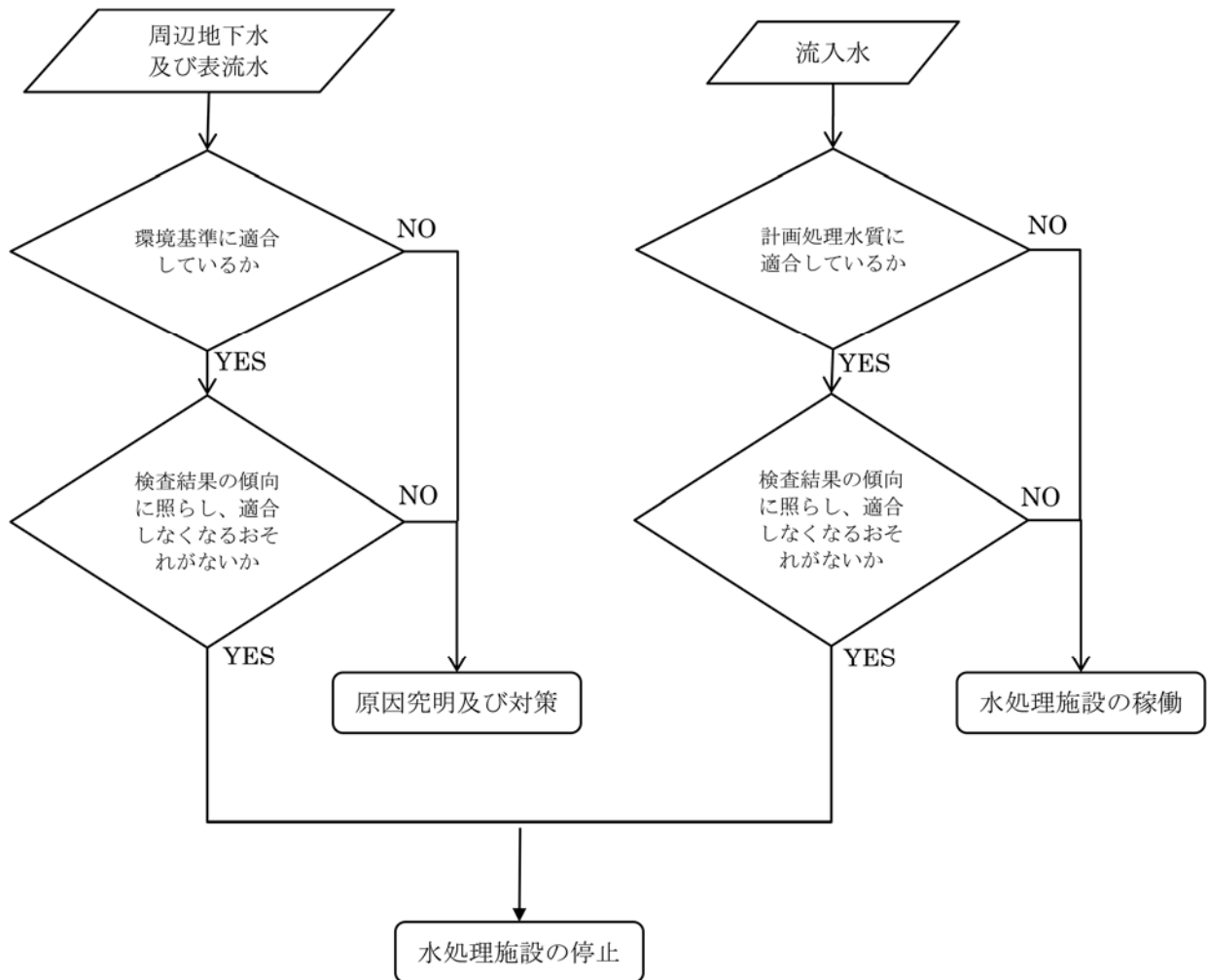


浸出水処理施設の停止基準について

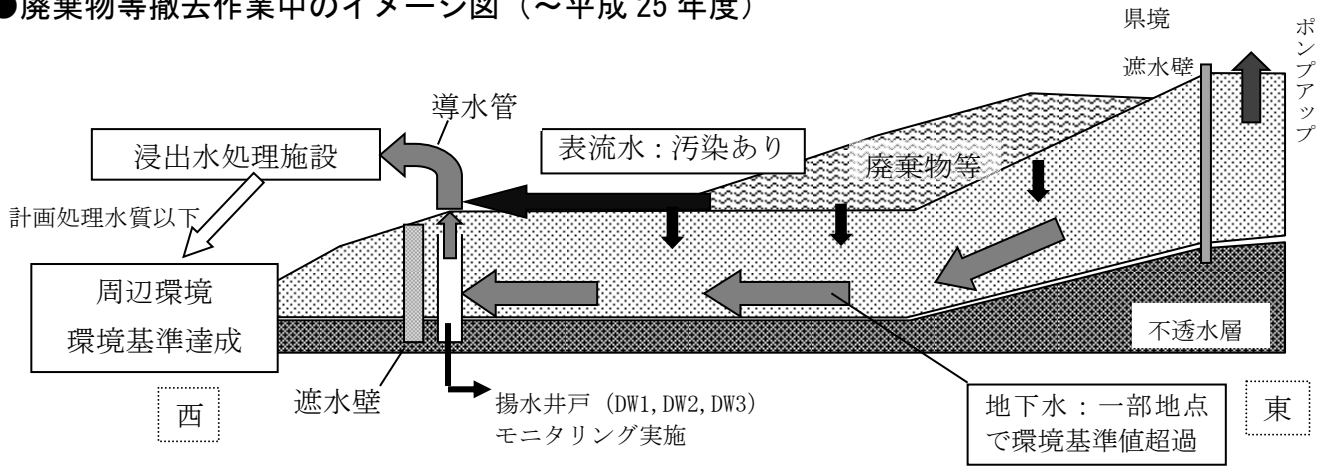
1 浸出水処理施設の停止基準

浸出水処理施設の停止にあたっては、流入水の水質が全項目で計画処理水質を下回った後でも再び超えるおそれのないことや、周辺環境の確認等に万全を期する必要があることから、国の「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（総理府・厚生省令）」で定める処分場の廃止の技術上の基準のうち、本件現場の状況に類似する産業廃棄物管理型最終処分場に係る基準（別紙参照）を参考にし、以下のとおり停止基準を定める。

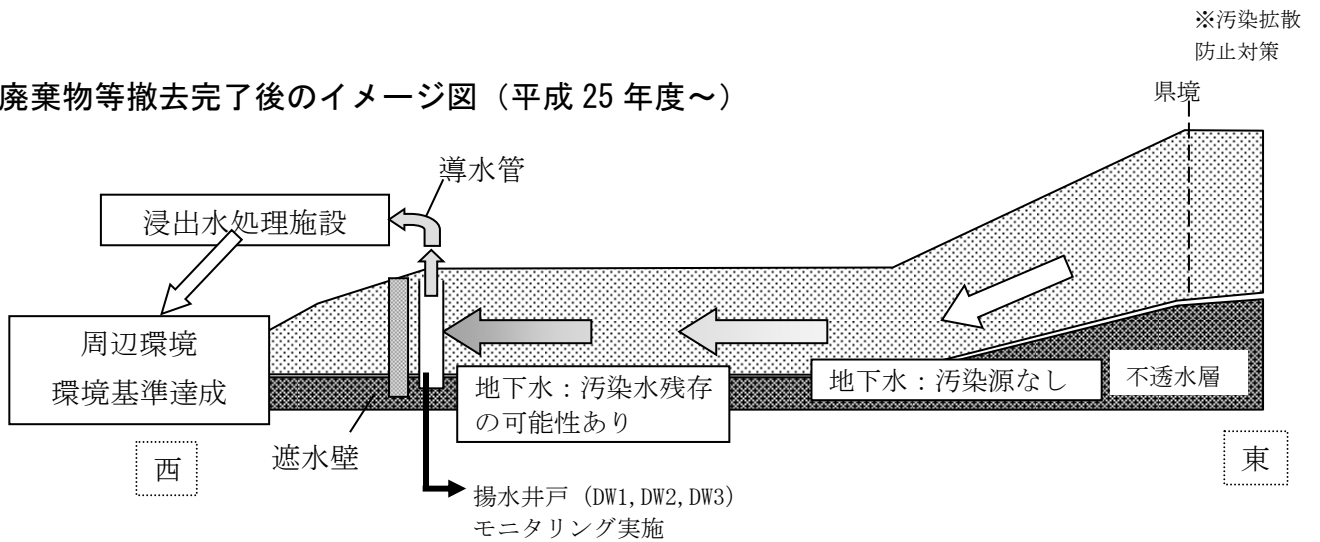
- ① 周辺の地下水及び表流水の水質モニタリングにおいて環境基準に適合しており、検査結果の傾向に照らし、環境基準に適合しなくなるおそれがないと認められること。
- ② 流入水の水質モニタリングにおいて計画処理水質に適合しており、検査結果の傾向に照らし、計画処理水質に適合しなくなるおそれがないと認められること。



●廃棄物等撤去作業中のイメージ図（～平成 25 年度）



●廃棄物等撤去完了後のイメージ図（平成 25 年度～）



※ 特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水がともに東側に流下するよう、県境（南北方向）を頂点として東側に次第に低くなるよう地形整形や地盤改良など必要な措置を講ずる。（「岩手県実施計画」より）

※「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正平成23年1月28日環境省令第1号）」の概要（太枠線内環境省HPから）

基準の内容		一 虞	産 廃			
			安 定	管 理	遮 断	
号)	第1条及び2条の第3項					○適用、×適用無し
1)	廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。	○	×	○	×	
2)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○	
3)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○	
4)	ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○	
5)	地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	○	○	○	○	地下水→周縁環境へ影響がないか確認するための地下水(ア-9,10等)
6)	保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 (1)排水基準等 6月に1回以上 (2)pH,BOD,COD,SS 3月に1回以上	○	×	○	×	保有水等→場内から揚水井戸で汲み上げられる水(ア-37~39)
7)	埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	○	○	○	×	
8)	埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	○	○	○	×	
9)	おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	○	○	○	×	
10)	雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	○	×	○	×	
11)	現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	○	○	○	○	
12)	地滑り、沈下防止工及び外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められないこと。	×	×	×	○	
13)	外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。	×	×	×	○	
14)	埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣の定める措置が講じられていること。	×	×	×	○	
15)	地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。	×	○	×	×	
16)	浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD:20mg/l以下	×	○	×	×	

<参考> 現行放流水モニタリング内容

・排水基準項目等（重金属、VOC等）年4回 ・pH、BOD、COD、SS、全リン、全窒素、1,4-ジオキサン 毎月

○浸出水処理施設の廃止基準を定めるに当たって、最終処分場に係る技術上の基準を定める省令を参考とすることとした理由

現場の下層は難透水性岩盤で周囲には汚染拡散防止のための遮水壁が設置されており、地下水は集水して浸出水処理施設で処理して放流していることから、本県現場は産業廃棄物管理型最終処分場と同様の構造を有していると考えられる。このため、浸出水処理施設の停止要件の検討にあたっては、産業廃棄物管理型最終処分場の廃止基準のうち、水質に関連する項目を参考とした。